

令和2・3年度 保険者機能強化推進交付金及び 介護保険保険者努力支援交付金について

平成29年地域包括ケア強化法により、地域包括ケアシステムを推進・深化するとともに、保険者機能の強化に向け、平成30年より「保険者機能強化推進交付金」が創設され、評価項目の達成状況に応じた交付金が交付されている。令和2年度には、さらに介護予防・重度化防止の取組みを推進するため、介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した「介護保険保険者努力支援交付金」が創設された。

① 概要

○交付方法

- ・ 評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて配分
- ・ 市町村の「評価指標ごとの評価点数×第1号被保険者数」により算出した点数を基準として、「各市町村の評価点数×各市町村の第1号被保険者数」の規模別配分額の合計に占める割合に応じて予算の範囲内で交付

$$\begin{array}{l} \text{「登米市」の交付額} = \text{第1号被保険者} \times \frac{\text{「登米市」の評価点数} \times \text{「登米市」の第1被保険者数}}{\text{各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第1被保険者数の規模別合計}} \\ \text{規模別配分額} \end{array}$$

※令和2年度予算（国）：約190億円（総額200億円-都道府県分10億円）

② 評価結果・・・別紙

③ 今後の方向性

評価指標は年度ごとに見直しが行われているが、それぞれの項目で改善が可能な項目については地域ニーズ等を踏まえながら検討・実施し、次年度に繋げていく。

また、取組の推進・検討にあたり、関係機関等と取組の方向性や市の現状の共有を図る。